

平成 21 年 3 月 3 日

大分市長 釘宮 馨 殿

大分市福祉事務所長 村田英明 殿

ボランティア団体 自立生活サポートセンターこんぱす

代 表 國師 洋典 (社会福祉士・精神保健福祉士)

事務局 大分市中島西 1-4-14 市民の権利ビル 103

ライフパートナーおおいた内

TEL 097-540-5085 FAX 097-540-5086

Web <http://www.h3.dion.ne.jp/~kakita/compassindex.htm>

ご回答への御礼と今後のお願い

この度は、「手持ち金が少ない申請者に対する生活保護の運用に関する質問状」にご回答いただき、ありがとうございました。

ご回答の内容につきましては、お答えいただけていない点や、生活保護法関連法令および通知等に照らし合わせて問題と思われる点もあると考えております。しかし他方で、「保護の決定については、国の実施要綱に則り適正な実施に努めるとともに、国から新たな通知があれば、当該通知を遵守して保護を実施します」と記されておりますので、今後、私たちが当事者を支援する過程におきまして、あらためてご相談させていただきたいと考えております。

安定した居宅のない要保護者等に対する生活保護の運用をめぐって、厚生労働省は先月来、次のような方針を発表しております。

まず、私たちが 1 月 8 日付けで提出いたしました「大分市の生活保護の運用に関する改善要望書」において言及した「雇用状況悪化に対する福祉事務所の相談援助体制について」

(東京都福祉保健局生活福祉部保護課長通知、20 福保生保第 749 号、平成 20 年 12 月 22 日) について、舛添厚生労働大臣は、1 月 26 日の参議院予算委員会において「厚生労働省の基本的な方針に基づいて東京都もそういう方針を決定した」、「全力を挙げて今東京都の通知に書いてあることを国としても行っていく」、「国の責任において...周知徹底したい」と答弁しております。その後、厚生労働省はこの点に関して、「改めて通知を出すものではないので 3 月 2 日の全国主管課長会議の際に周知・徹底したい」としているようです。

そこで、大分市におかれましては、厚生労働省からの新たな通知がでない場合でも、3月2日の全国主管課長会議および3月3日の全国係長会議などの内容を遵守していただき、あたたかい配慮のもとに生きた生活保護行政を行っていただきますよう、強くお願いいたします。

自立生活サポートセンターこんぱすは、弁護士、研究者、福祉関係者などで構成されるボランティア団体で、現在法人化に向けて準備を進めているところです。このたびは「改善要望書」や「質問状」を提出させていただきましたが、私たちは決して行政機関との対立関係を望んでいるわけではなく、市民の方々が自立した生活ができるよう民間の立場からお手伝いをさせていただければ幸いと考えております。今後とも、よろしくお願いいたします。